第３１号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年２月２０日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成１２年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第５　建設部関係（第２条関係）

事務		手数料		
		名称	金額	
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項（同法第87条の４又は第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物に係る確認申請又は計画通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき10,000円	
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき28,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき59,000円	
			床面積の合計が200平方メートルを超えるとき１件につき101,000円	
		建築設備及び	小荷物専用昇降機	１件につき9,000円（計画の変更に係る場合にあっては、6,000

改正前

別表第５　建設部関係（第２条関係）

事務		手数料	
		名称	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項（同法第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物に係る確認申請又は計画通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき6,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき19,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき41,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき１件につき68,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき１件につき107,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき１件につき155,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき１件につき231,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき１件につき341,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき１件につき610,000円
		工作物に係る	１件につき17,000円（計画の変更に係る場合にあっては、7,000円）

			工作物に係る確認申請又は計画通知手数料		円）
				その他の建築設備	１件につき23,000円（計画の変更に係る場合にあっては、10,000円）
				工作物	１件につき17,000円（計画の変更に係る場合にあっては、7,000円）
	2	建築基準法第７条第１項又は第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する工事の完了の検査の申請又は完了の通知に対	建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物に係る完了検査申	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき23,000円	
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき28,000円	
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき41,000円	
				床面積の合計が200平方メートルを超えるとき１件につき55,000円	

		確認申請又は計画通知手数料	
2	建築基準法第７条第１項又は第18条第16項（同法第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する工事の完了の検査の申請又は完了の通知に対	建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物以外の建築物に係る完了検査申	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき17,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき22,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき36,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき１件につき51,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき１件につき67,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき１件につき95,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき１件につき171,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき１件につき244,000円

		する検査	請又は完了通知手数料	
			建築設備及び工作物に係る完了検査申請又は完了通知手数料	小荷物専用昇降機：１件につき23,000円 その他の建築設備：１件につき41,000円 工作物：１件につき29,000円
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき22,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき27,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき40,000円 床面積の合計が200平方メートルを超えるとき１件につき53,000円

		する検査	請又は完了通知手数料	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき１件につき449,000円
			工作物に係る完了検査申請又は完了通知手数料	１件につき29,000円
			建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき16,000円 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき21,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき35,000円 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき１件につき50,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき１件につき66,000円

		る建築物に係る完了検査申請又は完了通知手数料	
3	建築基準法第７条の３第１項又は第18条第28項の規定に基づく建築物の工事の中間の検査の申請又は特定工程の終了の通知に対する検査	中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき20,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき25,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき36,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超えるとき１件につき48,000円

		る建築物に係る完了検査申請又は完了通知手数料	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき１件につき93,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき１件につき161,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき１件につき234,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき１件につき439,000円
3	建築基準法第７条の３第１項又は第18条第19項の規定に基づく建築物の工事の中間の検査の申請又は特定工程の終了の通知に対する検査	中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のとき１件につき16,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき１件につき21,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき１件につき33,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき１件につき47,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき１件につき62,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき１件につき84,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき１件につき143,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき１件につき204,

4	建築基準法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第18条第38項第１号若しくは第２号（同法第87条の４又は第88条第１項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料	１件につき120,000円
５～28　（略）			

29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平	長期優良住宅建築	住宅の新築に係る長期優良	長期優良住宅の普及の促進	１戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しな	（略）

			000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき１件につき391,000円

４～27　（略）

28	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平	長期優良住宅建築	住宅の新築に係る長期優良	長期優良住宅の普及の促進	１戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しな	（略）

		成20年法律第87号）第６条第１項（第８条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（同法第９条第１項又は第３項に規定する申請を除く。）に対する審査	等計画等認定申請手数料	住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下＿＿＿＿＿＿「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請	に関する法律第２条第４項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下＿＿＿＿＿＿	いものに限る。以下＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿同じ。）						成20年法律第87号）第６条第１項（第８条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請（同法第９条第１項又は第３項に規定する申請を除く。）に対する審査	等計画等認定申請手数料	住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この項において「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請	に関する法律第２条第４項に規定する長期使用構造等である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において	いものに限る。以下この項、31の項、33の項及び34の項において同じ。）			
						共同住宅等（共同住宅、長屋その他の１戸建て住宅以外の住宅をいう。以下＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿同じ。）	（略）									共同住宅等（共同住宅、長屋その他の１戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項、31の項、33の項、34の項及び備考において同じ。）	（略）			

					「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合								「登録住宅性能評価機関」という。）が確認した場合				
					（略）								（略）				
				（略）								（略）					
			（略）								（略）						
30・31　（略）									29・30　（略）								
32	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第１項（第55条第２項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた	（略）					31	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第１項（第55条第２項の規定により準用する場合を含む。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた	（略）			
				共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「建築物省エネ	（略）							共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項	（略）		

				場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。		法基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）及び同条第２項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。						場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この項及び備考において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。		に規定する非住宅部分（以下この項、33の項及び備考において「非住宅部分」という。）及び同項に規定する住宅部分（以下この項、33の項及び備考において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。			

)		以下＿＿＿＿＿＿＿＿同じ。）の住宅部分に係るもの		)		以下この項、33の項及び備考において同じ。）の住宅部分に係るもの		
		複合建築物の非住宅部分に係るもの	１件につき10,300円			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき10,300円
							非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき17,900円
	その他の建築物	１件につき10,300円			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの		１件につき10,300円
						建築物の延べ面積が300平方メートル		１件につき17

その他の場合	１戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの			１件につき27,000円
		建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの			（略）
		（略）			
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ	１棟の戸数が１のもの	１件につき27,000円
				１棟の総戸数が２以上５以	１件につき53,900円

		ルを超えるもの	,900円
その他の場合	１戸建て住宅		
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）
		（略）	
	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	

							（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	下のもの												
								１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき75,800円											
								１棟の総戸数が11以上のもの	１件につき108,300円											
							全住戸が建築物省エネ法基準省令＿＿＿＿	（略）									全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定め	（略）		

							第10条第2号イ（２）及びロ（２）に定めるものである基準に係るものであるもの	
							（略）	
						複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令	１件につき95,000円

							る省令第10条第2号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		
							（略）		
						複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のも	１件につき95,000円

――――――――第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	の 非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき121,000円
その他のもの	１件につき248,400円	その他のもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル	１件につき248,400円

その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令 第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		１件につき95,000円

			以下のもの	
			非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき311,200円
その他の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき95,000円
			建築物の延べ	１件につき121,000

																	面積が300平方メートルを超えるもの	円			
						その他のもの	１件につき248,400円									その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき248,400円			
																	建築物の延べ面積が300平方メートルを超える	１件につき311,200円			

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	（略）			
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件につき3,200円
				申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件につき6,200円
				申請に係る戸数が６以上10以下のもの	１件につき10,500円
				申請に係る戸	１件につき17,500円

				もの	
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	（略）			
		共同住宅等			

							数が11以上のもの																	
						建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	（略）											建築物全体 又は複合建築物の住宅部分に係るもの	（略）					
						複合建築物の非住宅部分に係るもの	１件につき6,200円											複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき6,200円				
																			非住宅部分の延べ面積が300	１件につき10,700円				

														平方メートルを超えるもの	
					その他の建築物	１件につき6,200円							その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき6,200円
														建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき10,700円
				その他の場合	１戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの		１件につき14,100円				その他の場合	１戸建て住宅		
						建築物省エネ法基準省令　第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		（略）						建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）
						（略）								（略）	
					共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係	１件につき19,					共同住宅等		

る戸数が１のもの	200円
申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件につき38,500円
申請に係る戸数が６以上10以下のもの	１件につき54,500円
申請に係る戸数が11以上のもの	１件につき77,100円

						建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき14,100円								建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの		
								１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき27,900円										
								１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき39,600円										
								１棟の総戸数が11以上のもの	１件につき57,000円										

全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）
（略）	

全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）
（略）	

複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１件につき48,600円	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき48,600円
					非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき62,300円
	その他のもの	１件につき125,200円		その他のもの	非住宅部分の延べ面積	１件につき125,200円

																が300平方メートル以下のもの				
																非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき157,400円			
					その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ(２)及びロ(２)に定める基準に係	１件につき48,600円							その他の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ(２)及びロ(２)に定める基準に係	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のも	１件につき48,600円		

						るものであるもの										るものであるもの	の				
																	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき62,300円			
						その他のもの	１件につき125,200円									その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき125,200円			
																	建築物の延べ面積が300平方	１件につき157,400円			

																メートルを超えるもの	
			低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	１件につき、建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）													
								32	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項に規定する建築物エネルギー消費性	建築物エネルギー消費性能適合性判定申	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項	床面積（特定建築行為に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上のもの				１件につき121,000円（建築物エネルギー消費性能確保計画	

			能適合性判定等の申請に対する審査等	請手数料	第１号ロに定める基準に係る建築物		の変更に係る場合にあっては、62,300円）	
					その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき1,200円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、157,400円）	
				建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能基準等を定め	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき31,100円	

							確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	る省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係る建築物			
								その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	１件につき78,700円	
	33	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に対する審査等	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１件につき27,000円（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の変更に係る場					

								合にあっては、14,100円）	
						建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		１件につき19,100円（計画の変更に係る場合にあっては、10,100円）	
						その他のもの		１件につき37,100円（計画の変更に係る場合にあっては、19,200円）	
				共同住宅等	住戸に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ	住戸の数（増築又は改	１件につき27,000円（計画の変更に	

						（１）に定める基準に係るものであるもの	築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この項において同じ。）が１のもの	係る場合にあっては、14,100円）	
							住戸の数が２以上	１件につき53,900円（計画の	

							５以下のもの	変更に係る場合にあっては、27,900円）	
							住戸の数が６以上10以下のもの	１件につき75,800円（計画の変更に係る場合にあっては、39,600円）	
							住戸の数が11以上のもの	１件につき108,300円（計画の変更に係る場合にあっては、57,000円）	
						全住戸が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号	住戸の数が１	１件につき19,100円（	

						イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	のもの	計画の変更に係る場合にあっては、10,100円）	
							住戸の数が２以上５以下のもの	１件につき35,900円（計画の変更に係る場合にあっては、19,000円）	
							住戸の数が６以上10以下のもの	１件につき51,900円（計画の変更に係る場合にあっては、27,700円）	
							住戸の数	１件につき74,	

							が11以上のもの	600円（計画の変更に係る場合にあっては、40,200円）	
						その他のもの	住戸の数が１のもの	１件につき37,100円（計画の変更に係る場合にあっては、19,200円）	
							住戸の数が２以上５以下のもの	１件につき74,900円（計画の変更に係る場合にあっては、38,500円）	
							住戸	１件に	

							の数が６以上10以下のもの	つき105,400円（計画の変更に係る場合にあっては、54,500円）		
							住戸の数が11以上のもの	１件につき148,300円（計画の変更に係る場合にあっては、77,100円）		
					建築物省エネ法基準省令第４条第３項第１号	１件につき118,500円（計画の変更に係る場合にあっては、60,300円）				

					に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）に係るもの				
					非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係るものであるもの	１件につき95,000円（計画の変更に係る場合にあっては、48,600円）		
						その他のもの	１件につき248,400円（計画の変更に係る場合にあっては、125,200円）		
				その他の建築物		全部が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第１号ロ	１件につき95,000円（計画の変更に係る場		

					に定める基準に係るものであるもの	合にあっては、48,600円）	
					その他のもの	１件につき248,400円（計画の変更に係る場合にあっては、125,200円）	
			建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	１件につき、建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に係る手数料金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）			
	34	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す	建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性	（略）		
					共同住宅等	（略）	
						複合建築物の非住宅部	１件につき10,300円

33	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す	建築物エネルギー	建築物のエネルギー消費性	（略）			
				共同住宅等	（略）		
					複合建築物の非住宅部	非住宅部	１件につき10

		る法律第30条第１項（第31条第２項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	消費性能向上計画認定申請手数料	能の向上等に関する法律第30条第１項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されてい		分に係るもの					る法律第35条第１項（第36条第２項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	消費性能向上計画認定申請手数料	能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されてい		分に係るもの	分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	,300円	
																非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき17,900円		
					その他の建築物	１件につき10,300円								その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの		１件につき10,300円		

る場合（以下＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）				る場合（以下この項及び備考において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）		建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき17,900円
その他の場合	１戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１件につき27,000円	その他の場合	１戸建て住宅		
		建築物省エネ法基準省令＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）
		（略）				（略）	

共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき27,000円	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	
			１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき53,900円			
			１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき75,800円			
			１棟の総戸数が11以上のもの	１件につき108,300円			

全住戸が建築物省エネ法基準省令＿＿＿＿＿＿第第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）

全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	（略）

		（略）	
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令＿＿＿＿＿＿＿＿第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１件につき95,000円	
	その他のもの	１件につき248,400円	

		（略）	
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき95,000円
		非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき121,000円
	その他のもの	非住宅部分の延べ	１件につき248,400円

																	面積が300平方メートル以下のもの			
																	非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき311,200円		
					その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ(２)及びロ(２)に定め	１件につき95,000円							その他の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ(２)及びロ(２)に定め	建築物の延べ面積が300平方メートル以下	１件につき95,000円		

						る基準に係るものであるもの												る基準に係るものであるもの	のもの					
																			建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき121,000円				
						その他のもの	１件につき248,400円											その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき248,400円				
																			建築物の延べ面積が300	１件につき311,200円				

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合等	（略）			
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件につき3,200円
				申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件につき6,200円
				申請に係る戸数が６以上10以下	１件につき10,500円

				平方メートルを超えるもの
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合等	（略）		
		共同住宅等		

							のもの																	
							申請に係る戸数が11以上のもの	１件につき17,500円																
						建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	（略）											建築物全体 又は複合建築物の住宅部分に係るもの	（略）					
						複合建築物の非住宅部分に係るもの	１件につき6,200円											複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき6,200円				
																			非住	１件に				

											宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	つき10,700円
				その他の建築物	１件につき6,200円					その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき6,200円
											建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき10,700円
			その他の場合	１戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１件につき14,100円			その他の場合	１戸建て住宅		
					建築物省エネ法基準省令　　　　第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基	（略）					建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基	（略）

						準に係るものであるもの						準に係るものであるもの	
						（略）						（略）	
					共同住宅等	<u>住戸のみに係るもの</u>	<u>申請に係る戸数が１のもの</u>	<u>１件につき19,200円</u>			共同住宅等		
							<u>申請に係る戸数が２以上５以下のもの</u>	<u>１件につき38,500円</u>					
							<u>申請に係る戸数が６以上10以下のもの</u>	<u>１件につき54,500円</u>					
							<u>申請に係</u>	<u>１件につき77,</u>					

								る戸数が11以上のもの	100円														
						建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準	１棟の戸数が１のもの	１件につき14,100円									建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	
								１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき27,900円														
								１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき39,600円														
								１棟の総戸数	１件につき57,000円														

に係るものであるもの	が11以上のもの			
全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係	（略）		全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係	（略）

		るものであるもの	
		（略）	
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１件につき48,600円	

		るものであるもの	
		（略）	
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき48,600円
		非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき62,300円

						その他のもの	１件につき125,200円
					その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令	１件につき48,600円

						その他のもの	非住宅部分の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき125,200円
							非住宅部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき157,400円
					その他の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める	建築物の延べ面積が300	１件につき48,600円

						____第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの									省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	平方メートル以下のもの			
																建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき62,300円		
						その他のもの	１件につき125,200円								その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき125,200円		
																建築	１件に		

																物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	つき157,400円
			建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	１件につき、建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）													
									34	建築物のエネルギー消	建築物エ	建築物のエネ	１戸建て住宅				１件につき5,

		費性能の向上等に関する法律第41条第２項に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合の認定の申請に対する審査	ネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	ルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証			200円		
					共同住宅等	１棟の戸数が１のもの	１件につき5,200円		
						１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき10,300円		
						１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき17,500円		
						１棟の総戸数が11以上のもの	１件につき29,100円		
					その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき10,300円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき17,900円		

					する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合（以下この項及び備考において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）					
					その他の場合	１戸建て住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）又はイ（３）及びロ（３）に定める基準	１件につき19,100円		

						に係るもの				
						その他のもの		１件につき37,100円		
					共同住宅等	全住戸が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）又はイ（３）及びロ（３）に定める基準に係るものであるもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき19,100円		
							１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき35,900円		
							１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき51,900円		
							１棟の総戸数が11	１件につき74,600円		

								以上のもの		
							その他のもの	１棟の戸数が１のもの	１件につき37,100円	
								１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件につき74,900円	
								１棟の総戸数が６以上10以下のもの	１件につき105,400円	
								１棟の総戸数が11以上	１件につき148,300円	

									のもの		
						その他の建築物	建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以下のもの	１件につき95,000円		
								建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき121,000円		
							その他のもの	建築物の延べ面積が300	１件につき248,400円		

						平方メートル以下のもの		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	１件につき311,200円	

35	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項の規定に基づく宅地造成工事等許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のとき１件につき17,000円
			切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき１件につき28,000円
			切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき１件につき40,000円
			切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき１件につき58,000円
			切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方

				メートルを超え5,000平方メートル以内のとき１件につき69,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき１件につき94,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき１件につき149,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき１件につき226,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき１件につき360,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき１件につき510,000円	
				切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき１件につき660,000円	
	36	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく宅地造成工事計画変更等許可の申請に対	宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許	１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が660,000円を超えるときは、660,000円とする。 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更（イのみに該当する変更を除く。）については、前項に掲げる面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積	

		する審査	可申請手数料	の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、同項に規定する額に10分の１を乗じて得た額 イ　切土又は盛土をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される切土又は盛土をする土地の前項に掲げる面積に応じ、同項に規定する額 ウ　その他の変更については、12,000円
	37	宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第１項の規定に基づく宅地造成工事等中間検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のとき１件につき4,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき１件につき5,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき１件につき7,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき１件につき11,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき１件につき19,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき１件につき31,000円
				切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき１件につき44,000円
	38	宅地造成及	土石	土石の堆積をする土地の面積が500平方メー

		び特定盛土等規制法第12条第１項の規定に基づく土石の堆積工事許可の申請に対する審査	の堆積工事許可申請手数料	トル以内のとき１件につき12,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき１件につき14,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき１件につき17,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき１件につき20,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき１件につき29,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき１件につき32,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき１件につき39,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき１件につき53,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき１件につき74,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき１件につき102,000円	
				土石の堆積をする土地の面積が100,000平方	

			メートルを超えるとき１件につき132,000円
39	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第１項の規定に基づく土石の堆積工事計画変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積工事計画変更許可申請手数料	１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が132,000円を超えるときは、132,000円とする。 ア　土石の堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する変更を除く。）については、前項に掲げる面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、同項に規定する額に10分の１を乗じて得た額 イ　土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される土石の堆積をする土地の前項に掲げる面積に応じ、同項に規定する額 ウ　その他の変更については、12,000円

備考

１　１の項に掲げる建築物に係る確認申請又は計画通知手数料について、手数料金額の欄の床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。

ア・イ　（略）

ウ　建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに規定する場合を除く。）にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１

エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１

備考

１　１の項に掲げる建築物に係る確認申請又は計画通知手数料について、手数料金額の欄の床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。

ア・イ　（略）

ウ　建築物を移転＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿する場合（エに規定する場合を除く。）にあっては、当該移転＿＿＿＿＿＿＿＿に係る部分の床面積の２分の１

エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿する場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１

2　（略）	2　（略）
3　２の項に掲げる建築物に係る完了検査申請又は完了通知手数料について、手数料金額の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（建築物を移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。	3　２の項に掲げる建築物に係る完了検査申請又は完了通知手数料について、手数料金額の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（建築物を移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の２分の１について算定する。
4　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ10,300円を加算する。	4　31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
（1）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）	（1）　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項第１号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　10,300円
（2）　非住宅部分がある場合	（2）　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額 ア　300平方メートル以下のもの　10,300円 イ　300平方メートルを超えるもの　17,900円
5　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。	5　31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
（1）　（略）	（1）　（略）

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第10条第１号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。）　47,500円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　95,000円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　248,400円

６　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

７　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次＿＿＿に掲げる

（２）　非住宅部分がある場合（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　95,000円

イ　300平方メートルを超えるもの　121,000円

（３）　非住宅部分がある場合（前号　に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　248,400円

イ　300平方メートルを超えるもの　311,200円

６　31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる

場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ6,200円　　を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

（２）　非住宅部分がある場合

８　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）（略）

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　24,300円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令　　第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　48,600円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　125,200円

場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　6,200円

（２）　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　6,200円

イ　300平方メートルを超えるもの　10,700円

７　31の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体　　又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）（略）

（２）　非住宅部分がある場合（　　非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　48,600円

イ　300平方メートルを超えるもの　62,300円

（３）　非住宅部分がある場合（前号　に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

９　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

10　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ3,100円を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

（２）　非住宅部分がある場合

11　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

ア　300平方メートル以下のもの　125,200円

イ　300平方メートルを超えるもの　157,400円

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　30,100円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　12,100円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　24,300円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　62,600円

12　32の項に掲げる低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における１戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料金額の欄の規定にかかわらず、第９項の規定により計算して得た額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

13　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

８　32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処分場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（第10項において「工場等」という。）である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、60,500円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、31,100円）とする。

14　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第１項若しくは第31条第１項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料金額の欄及び前項の規定にかかわらず、34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、同項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

15　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

9　32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第１項又は第36条第１項＿＿の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、32の項＿＿＿＿＿＿＿＿及び前項の規定にかかわらず、33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、同項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

10　32の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同項の規定にかかわらず、15,500円とする。

16　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料金額の欄の規定にかかわらず、第13項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

17　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第１項若しくは第31条第１項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料金額の欄及び前項の規定にかかわらず、第14項の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

18　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るもの

についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

19　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ10,300円を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

（２）　非住宅部分がある場合

20　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　118,500円

11　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　10,300円

イ　300平方メートルを超えるもの　17,900円

（２）　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

12　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　118,500円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　47,500円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　95,000円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　248,400円

21　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

22　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第３項各号に掲げる事項が記載されてい

イ　300平方メートルを超えるもの　149,700円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　95,000円

イ　300平方メートルを超えるもの　121,000円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　248,400円

イ　300平方メートルを超えるもの　311,200円

13　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第３項各号に掲げる事項が記載されてい

る場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

23　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ6,200円を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

（２）　非住宅部分がある場合

24　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　60

る場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

14　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　6,200円

イ　300平方メートルを超えるもの　10,700円

（２）　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

15　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当

,300円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　24,300円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　48,600円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　125,200円

25　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る手数料金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

26　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申

該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　60,300円

イ　300平方メートルを超えるもの　76,600円

（２）　非住宅部分がある場合（　　非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　48,600円

イ　300平方メートルを超えるもの　62,300円

（３）　非住宅部分がある場合（前号　に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　125,200円

イ　300平方メートルを超えるもの　157,400円

16　33の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申

請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第１項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

17　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　10,300円

イ　300平方メートルを超えるもの　17,900円

（２）　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計について、前号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

18　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等の申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費

27　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ3,100円を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

（２）　非住宅部分がある場合

28　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　118,500円

イ　300平方メートルを超えるもの　149,700円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　95,000円

イ　300平方メートルを超えるもの　121,000円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額

ア　300平方メートル以下のもの　248,400円

イ　300平方メートルを超えるもの　311,200円

等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第１号に掲げる場合に限る。）に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

（１）　共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　30,100円

（２）　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　12,100円

（３）　非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　24,300円

（４）　非住宅部分がある場合（前２号に規定する場合を除く。）　62,600円

29　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における１戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料金額の欄の規定にかかわらず、第25項の規定により計算して得た額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

30　34の項に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律第29条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第５に５項を加える改正規定は、同年５月９日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い建築確認等に係る手数料を見直すとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る申請手数料等の区分等を見直し、併せて宅地造成及び特定盛土等規制法の一部改正に伴い、宅地造成工事等の許可に係る申請手数料等を定める必要があるからである。